

10月使用分から

水道料金を改定します

水道事業経営の健全化と水道水の安定供給のため、新たに一元化した水道事業を創設することが、昨年の市議会12月定例会で承認されました。

このことを受けて今年の4月からは市全体で一つの水道事業となり、ゆめが丘浄水場を拠点として各ご家庭などに水道水の供給を行っています。

広報いが市2月1日号でもお知らせしましたが、この水道事業一元化に伴い、水道料金についても、市町村合併前の料金体系である現行料金から新たに市統一料金に改め、皆さんへの周知期間を経て、10月使用分から新しい料金を適用させていただきます。

【料金改定のポイント】

- ① 事業一元化に伴い、旧市町村ごとに異なっていた料金体系が統一となります。
- ② 料金は水道メーター口径別の料金体系になります。
- ③ 基本料金には水量を含まず、使用した水量は従量料金として単価設定しています。
- ④ ひとり暮らしの人など、使用水量の少ない世帯の負担が少なくなるように料金を設定しています。

今後とも市民の皆さんに安全安心でおいしい水を安定供給していくため、事業を進めるとともに、経営の効率化とコスト縮減など一層の努力をします。ご理解とご協力をお願いします。

● 10月1日以降のご使用料金はこのように変わります ●

～例えば～

一般的なご家庭（水道メーター口径はφ13mm）が
2カ月で40m³使用した場合の料金は？

※実際のご使用状況により、各ご家庭によって使用水量は異なります。



現在の料金		改定後の料金	比較 (改定後料金－ 現行料金)
上野地区	基本料金 1,680 円＋従量料金 3,360 円＋メーター維持料 104 円 5,144 円	基本料金 1,260 円 ＋ 従量料金 5,460 円 6,720 円	+ 1,576 円
上野地区 (諏訪)	基本料金 3,150 円＋従量料金 3,140 円 6,290 円		+ 430 円
伊賀地区	基本料金 3,150 円＋従量料金 3,140 円 6,290 円		+ 430 円
阿山地区	基本料金 4,200 円＋従量料金 4,200 円 8,400 円		△ 1,680 円
青山地区 (阿保・上津)	基本料金 2,520 円＋従量料金 2,300 円＋メーター維持料 210 円 5,030 円		+ 1,690 円
青山地区 (南部)	基本料金 3,570 円＋従量料金 3,360 円＋メーター維持料 210 円 7,140 円		△ 420 円
大山田地区	基本料金 2,310 円＋従量料金 3,140 円 5,450 円		+ 1,270 円
島ヶ原地区	基本料金 3,200 円＋従量料金 3,200 円 6,400 円		+ 320 円

※水道メーター口径は、検針の際にお届けする検針票に表示されています。金額はすべて消費税5%を含んでいます。

10月1日以降の改定水道料金表

基本料金（口径別） + 従量料金 = 請求金額

金額はすべて消費税5%を含んでいます。

《 2カ月あたりの計算 》

《 1カ月あたりの計算 》

基本料金 (使用水量の有無にかかわらず お支払いいただく料金)	
水道メーター 口径	単価 (2カ月あたり)
φ 13mm	1,260円
φ 20mm	1,890円
φ 25mm	4,200円
φ 30mm	6,300円
φ 40mm	10,500円
φ 50mm	16,800円
φ 75mm	42,000円
φ 100mm	84,000円
φ 150mm	210,000円
φ 200mm	378,000円
φ 250mm	420,000円
公衆浴場用	(200㎡まで) 11,024円
臨時用	(20㎡まで) 10,920円

+

従量料金 (使用水量に応じて お支払いいただく料金)	
使用水量 (2カ月あたり)	単価 (1㎡あたり)
1 ~ 20㎡	84円
21 ~ 60㎡	189円
61 ~ 120㎡	252円
121 ~ 200㎡	273円
201 ~ 2000㎡	283.5円
2001㎡以上	294円
公衆浴場用	(201㎡~) 84円
臨時用	(21 ~ 60㎡) 672円 (61㎡以上) 756円

基本料金 (使用水量の有無にかかわらず お支払いいただく料金)	
水道メーター 口径	単価 (1カ月あたり)
φ 13mm	630円
φ 20mm	945円
φ 25mm	2,100円
φ 30mm	3,150円
φ 40mm	5,250円
φ 50mm	8,400円
φ 75mm	21,000円
φ 100mm	42,000円
φ 150mm	105,000円
φ 200mm	189,000円
φ 250mm	210,000円
公衆浴場用	(100㎡まで) 5,512円
臨時用	(10㎡まで) 5,460円

+

従量料金 (使用水量に応じて お支払いいただく料金)	
使用水量 (1カ月あたり)	単価 (1㎡あたり)
1 ~ 10㎡	84円
11 ~ 30㎡	189円
31 ~ 60㎡	252円
61 ~ 100㎡	273円
101 ~ 1000㎡	283.5円
1001㎡以上	294円
公衆浴場用	(101㎡~) 84円
臨時用	(11 ~ 30㎡) 672円 (31㎡以上) 756円

— 10月1日以降の改定水道料金 計算例 —

《 口径φ 13mm：2カ月に 21㎡使用した場合 》

基本料金 (φ 13mm・2カ月)	630円×2カ月 = 1,260円
従量料金 1 ~ 20㎡	84円×20㎡ = 1,680円
21㎡	189円×1㎡ = 189円
計	3,129円

《 口径φ 25mm：2カ月に 81㎡使用した場合 》

基本料金 (φ 25mm・2カ月)	2,100円×2カ月 = 4,200円
従量料金 1 ~ 20㎡	84円×20㎡ = 1,680円
21 ~ 60㎡	189円×40㎡ = 7,560円
61 ~ 81㎡	252円×21㎡ = 5,292円
計	18,732円

※金額はすべて消費税5%を含んでいます。1円未満は切り捨て計算となります。

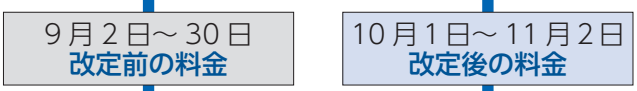
計 18,732円

料金改定前後の計算方法

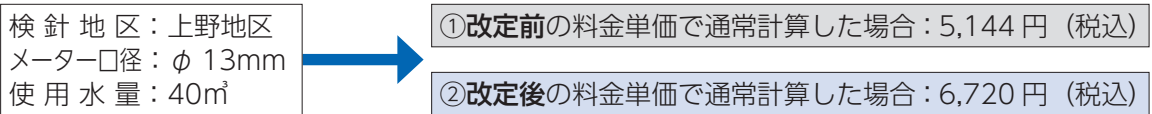
☆使用期間が、料金の改定前（9月30日まで）と改定後（10月1日以降）の両方にまたがっている場合のみ、使用日数に応じて、改定前後の料金単価により按分で計算した料金額合計での請求となります。

～該当する期間の計算例～

9月2日（前回検針日）～11月2日（今回検針日）の場合



29日間 + 33日間 = 《計》のべ日数 62日間



①改定前の期間相当分 $\left[5,144円 \times \frac{29日}{62日} \right]$ = 2,406円 ※ 1円未満切り捨て	+	②改定後の期間相当分 $\left[6,720円 \times \frac{33日}{62日} \right]$ = 3,576円 ※ 1円未満切り捨て	=	請求金額（税込） 5,982円
---	---	---	---	---------------------------

■問い合わせ
 水道部業務課
 水道部伊賀阿山事業所
 水道部青山事業所
 ☎ ☎ ☎
 52 45 24
 ・ ・ ・
 0 5 0
 4 4 0
 6 5 0
 9 0 3
 FAX FAX FAX
 52 45 24
 ・ ・ ・
 0 2 0
 4 9 0
 9 9 0
 4 5 7